

～賃貸用の不動産を所有されている方へ～

償却資産の申告が必要です

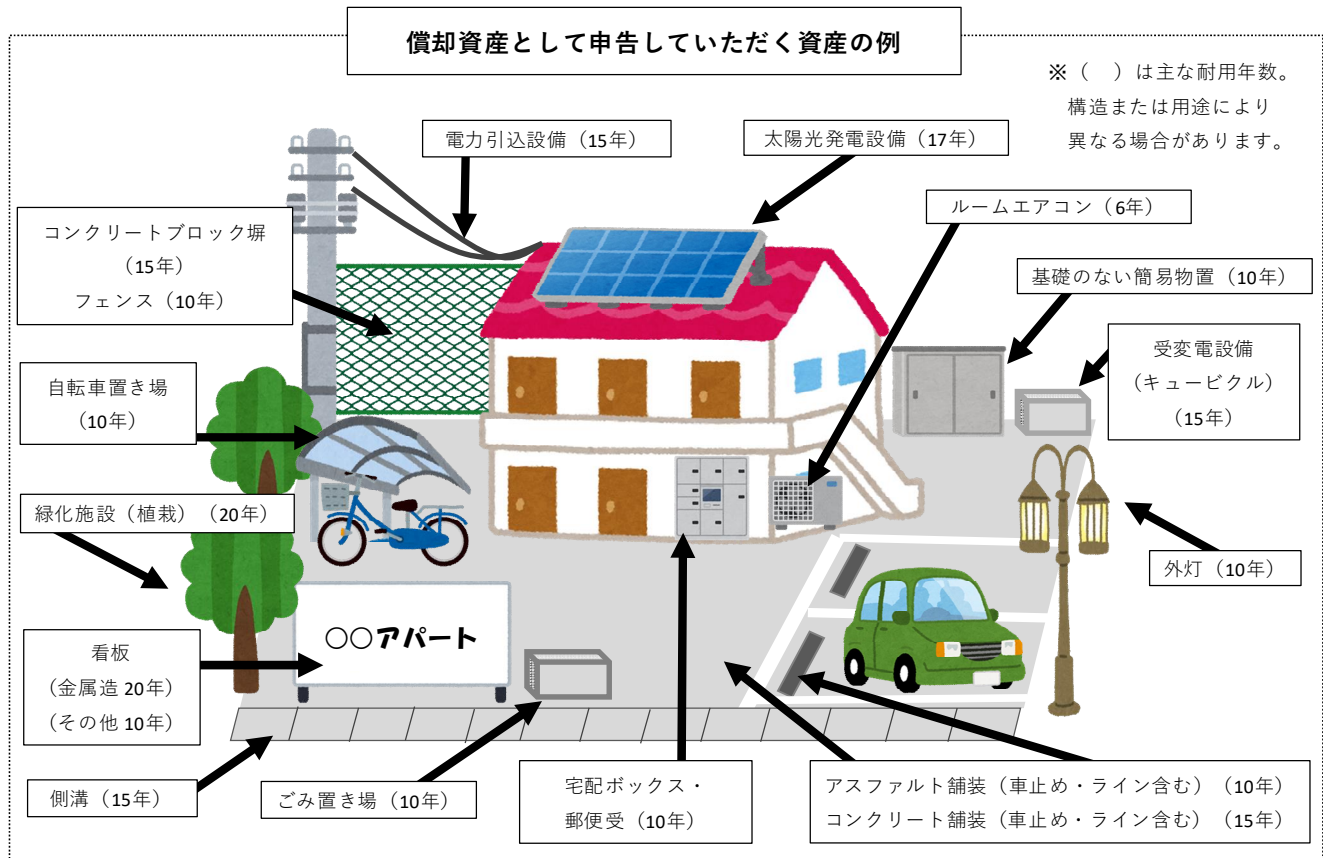
賃貸用のアパート・ビル・駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産に固定資産税がかかります。償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在に所有する資産について、1月末日までに申告していただく必要があります。（地方税法第383条）

償却資産とは

償却資産とは、法人や個人の方が事業を行うために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

償却資産に該当するものを例示しますと次のようになります。

これらは、土地・家屋の評価に含まれておらず、償却資産として課税されます。



資産の種類	資産例
構築物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設（植栽）、ネット、フェンス、自転車置き場、外灯）、看板等の広告設備など
建物付属設備 機械・装置	受変電設備（キュービクル）、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルを除く）など
工具・器具・備品	ルームエアコン（壁掛型）、郵便受、宅配ボックスなど

※「工事一式」などで建物・外構工事をしている場合は、工事見積等の工事費の内訳から対象資産の工事費を抜き出して申告してください。
資産の抜き出しが困難な場合や申告対象となる資産が分からない場合は、工事見積等の工事費用が分かる資料をお持ちの上ご相談ください。

○問い合わせ先及び申告書提出先

松江市役所 固定資産税課 家屋償却資産係（本庁2階㊟番窓口）
電話番号 （0852）55-5647